

市民税・県民税の申告と 申告は期間内に 所得税の確定申告

申告期間は、2月16日(木)～3月15日(水)

市民税・県民税の申告は、平成29年1月1日現在、市内にお住まいで、前年中に所得があった方に義務づけられています。また、所得税の確定申告は、前年中の所得を確定し、それに対する所得税を精算するためのものです。申告は期間内に忘れずにお済ませください。

市民税・県民税の申告 申告が必要な方

平成29年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当する方です。ただし、所得税の確定申告をした方は不要です。

◆給与所得者

①勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方（市への提出の有無は勤務先にご確認ください。パート、アルバイトなども含まれます）

②給与所得以外に所得がある方（営業・農業・不動産・配当所得などが20万円以下の方）

◆給与所得者以外の方

①所得税が課税になる所得金額に達しない営業・農業・不動産・雑（公的年金を含む）などの所得がある方

②公的年金の所得者で、扶養、社会保険料、生命保険料、医療費などの所得控除を受ける方

◆市内に事業所・事務所、住宅があり、狭山市以外に住所がある方
他の市区町村で課税されているも市内に事業所や住宅がある場合、申告が必要な場合があります（事業所課税・家屋敷課税の対象）。

※収入がない方でも、国民健康保険

所得税の確定申告

確定申告をすることで、所得税を納付する場合と還付される場合があります。所得税の還付申告は、1月4日(水)から所沢税務署で受け付けています。

申告が必要な方

次のいずれかに該当する方です。

◆給与所得者

①勤務先で年末調整を受けていない方（途中退職した方を含む）
②2か所以上から給与の支払いを受けている方（前職分を含む）
③年収が2千万円を超えている方
④給与所得以外の所得が20万円を超えている方

⑤雑損・医療費・寄附金・住宅借入

確定申告は所沢税務署へ

所得税の確定申告書は、国税庁ホームページの申告書作成コーナーなどを利用し、ご自身で作成の

◆給与所得者以外の方

①営業・農業・不動産・雑（公的年金を含む）などの所得が所得控除を超えている方

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ他の所得の金額が20万円以下の場合には、確定申告書を提出しなくてもよいことになっています。ただし、外国の制度に基づき国外で支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方には適用されません

②土地、建物、株式、先物取引などの分離所得がある方

申告に個人番号(マイナンバー)が必要になりました



今回の申告から、個人番号の記載と本人確認が必要になります。マイナンバーカードをお持ちでない方は、下記の①番号確認書類と②身元確認書類からそれぞれお持ちください。

- ①番号確認書類(いずれか1つ)
通知カード/住民票の写しか住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたもの)
- ②身元確認書類(いずれか1つ)
運転免許証/運転経歴証明書/医療保険の被保険者証/パスポート/児童扶養手当証書/在留カード/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/年金手帳/顔写真付きの住民基本台帳カードなど

60歳以上の方向けに出張申告を実施

実施日	受付会場	受付時間
1月31日(火)	奥富公民館	10時～15時
2月 1日(水)	柏原公民館	
2月 2日(木)	保健センター	
2月 3日(金)	水野公民館	
2月 7日(火)	新狭山地区センター	
2月 8日(水)	広瀬公民館	
2月 9日(木)	入曽公民館	
2月10日(金)	堀兼公民館	
2月14日(火)	水富公民館	

※提出できる申告の種類は、市役所会場と同じです。会場には、申告者用の駐車場はありませんのでご注意ください
※狭山台公民館は空調改修工事のため、保健センター分室(狭山元気プラザ内)で配布する予定です

市役所での申告書の提出

市役所会場では、パソコンを使って申告書を作成しますので、事前に申告用紙を入手する必要はありません。なお、医療費控除などの申告には、事前に明細書の作成をお願いします。

受付日時 2月16日(木)～3月15日(水)
9時～16時(土・日曜日を除く)。ただし、2月19・26日の日曜日は申告を受け付けています。受付は15時まで) 申告会場市役所6階会議室

税や介護保険料の算出、国民年金保険料の免除申請、保育所の入所手続きなどに、所得の証明書が必要となる場合があります

市民税・県民税の申告や確定申告に必要なもの

- ①印鑑、筆記用具
- ②マイナンバーカード(または通知カードと身元確認書類)
※確定申告の場合は、②の写しの添付も必要
- ③平成28年中の収入金額が分かる資料
源泉徴収票、支払調書など
- ④各種控除に必要な資料
平成28年中に支払った国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書、または納付済額のお知らせ
国民年金保険料の支払い証明書か領収書
- ⑤生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- ⑥障害者手帳、障害者控除対象認定書など
- ⑦医療費控除を受ける方
平成28年中に支払った病院、薬局などの領収書
平成28年中の支払いに対して、保険金などで補てんされた金額(今後、支払われるものも含む)の分かるもの
- ⑧個人や病院ごとにまとめた明細書
- ⑨所得税の還付申告をする方
申告者名義の預貯金通帳など(支店名、口座番号が分かるもの)

税理士による無料税務相談

年収600万円以下の給与・年金所得者で、医療費控除を受けた方や途中退職した方に、無料で申告相談と申告書作成を行います。
相談期間 2月1日(水)～15日(水)(土・日曜日を除く) ※相談場所などは申込みのときに案内します
申込み 関東信越税理士会所沢支部(土・日曜日を除く、10時～12時と14時～16時)へ ☎2993・0822
問合せ
■市民税・県民税に関すること
市民税課へ内線1094
■所得税に関すること
所沢税務署へ ☎2993・9111(自動音声に従って要件をお選びください)